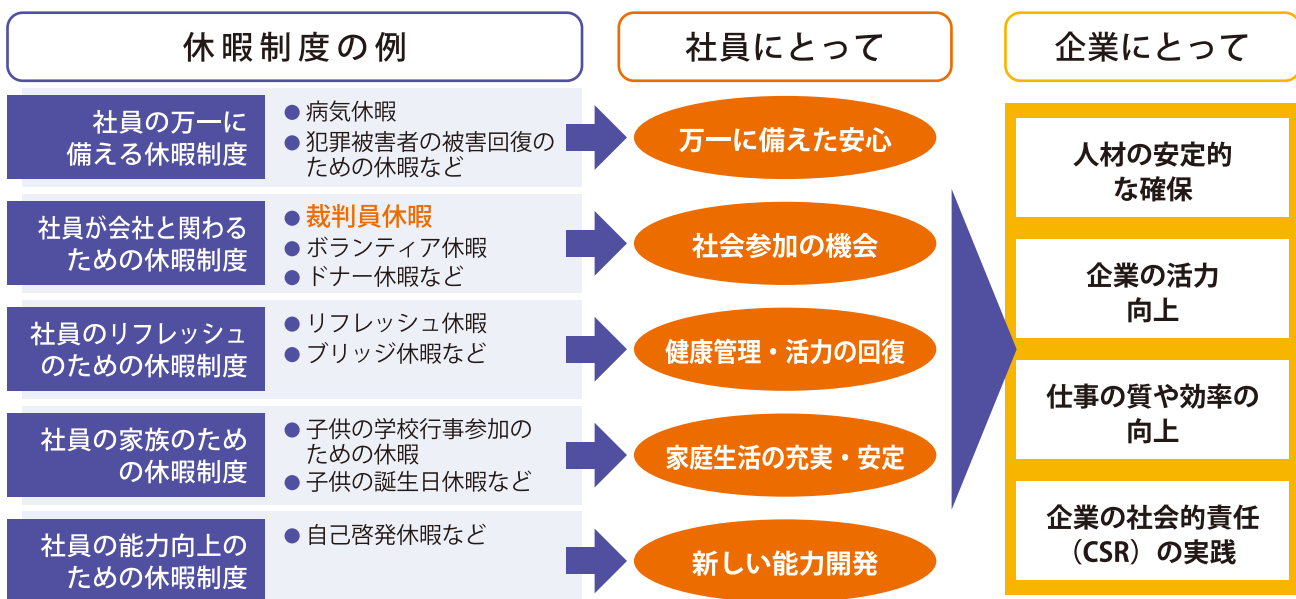


◆ 裁判員休暇制度を導入しましょう！



「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度」とは、年次有給休暇の取得促進に加え、万々に備える休暇制度、社会と関わるための休暇制度、リフレッシュのための休暇制度など、働く人のさまざまな事情に対応した休暇制度です。

裁判員休暇は「社員が社会と関わるための休暇制度」に位置づけられ、社員にとって社会参加の機会につながる等の効果が期待できます。



◆ なぜ裁判員休暇制度が必要なの？

労働者が裁判員として刑事裁判に参画することは「公の職務の執行」に当たり、裁判員の参加する刑事事件に関する法律第100条により、労働者が裁判員としての職務を行うため休暇を取得したこと等により、解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

労働者が裁判員としての職務等を充分できるよう、「裁判員休暇」の導入を検討しましょう。

労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）

◆ 公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者

事業主は、労働基準法第7条において、労働者が公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならないこととされていることを踏まえ、**公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する労働者のための休暇制度等を設けることについて検討**すること。

なお、労働者が裁判員の職務を行う場合については、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第100条において、労働者が当該職務を行うために休暇を取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととされていることに留意すること。

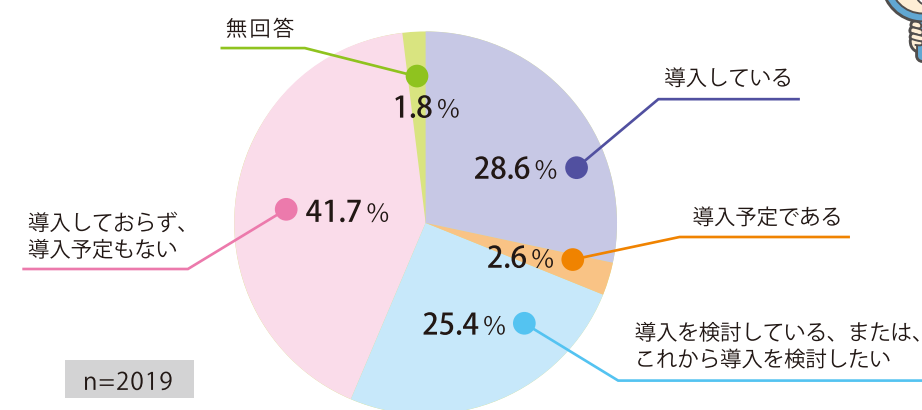
◆ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）

五 **事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進**、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。

◆ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

四 地方公共団体、企業等との協体制を強化して、**特別な有給休暇制度の導入**や託児・介護施設の優先的利用等、仕事や家庭を持つ国民が裁判員等として活動しやすい環境の整備について更に積極的に取り組むこと。

裁判員休暇の導入状況



企業規模別



■ 導入している ■ 導入予定である ■ 導入を検討している、または、これから導入を検討したい ■ 導入しておらず、導入予定もない ■ 無回答

（出典：平成29年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査）

◆ 裁判員休暇制度を導入している企業をご紹介します

平成30年度	裁判員休暇	丸源飲料工業株式会社 〈製造業〉	従業員数 160名 (2018年3月現在)
	裁判員休暇	iYell株式会社 〈情報通信業〉	従業員数 104名 (2019年2月現在)
平成29年度	裁判員休暇	セイコーエプソン株式会社 〈製造業〉	従業員数 連結 72,420名 (2017年3月現在)
	裁判員休暇	アルス株式会社 〈情報通信業〉	従業員数 約 52名 (2018年3月現在)
平成28年度	裁判員休暇	東京海上ミレア少額短期保険株式会社 〈金融業・保険業〉	従業員数 144名 (2016年3月31日現在)
	職務専念義務免除規定	社会福祉法人いわき福音協会 〈医療・福祉業〉	従業員数 566名 (2016年4月現在)
	裁判員休暇	医療法人社団ゆうあい会 ゆうあいクリニック 〈医療・福祉業〉	従業員数 103名 (2016年8月現在)